



# 山形県公報

平成26年8月1日(金)  
第2567号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) …837
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …838
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …839
- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定解除……………(水大気環境課) …同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) …同
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) …840
- 同……………(同) …同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) …同
- 同……………(同) …841
- 同……………(同) …同
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 同……………(同) …842
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) …同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) …同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(税 政 課) …843
- 一般競争入札の公告……………(情報企画課) …同
- 平成26年度採石業務管理者試験の実施……………(産業政策課) …845
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) …同
- 同……………(同) …851
- 同……………(同) …852

## 告 示

### 山形県告示第699号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日       |
|------------|----------------|-------------|
| 小松歯科診療所    | 酒田市栄町2番5号      | 平成26. 5. 26 |
| かいわ歯科クリニック | 山形市久保田二丁目8番26号 | 同 6. 11     |

#### 山形県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|---------------|-----------------|-------------|
| 石沢内科胃腸科循環器科医院 | 山形市荒楯町二丁目3番12号  | 平成20. 9. 18 |
| 小松歯科診療所       | 酒田市栄町2番5号       | 平成26. 5. 24 |
| 貝和歯科医院        | 山形市あかねヶ丘一丁目1番4号 | 同 6. 7      |

#### 山形県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------|----------------|-------------|
| ヘルパーステーション風ぐるま       | 介護予防訪問介護                 | 長井市今泉2944番地2   | 平成18. 4. 1  |
| かいわ歯科クリニック           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市久保田二丁目8番26号 | 平成26. 6. 11 |
| デイサービスグランドホーム<br>檜の木 | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 山形市桧町一丁目10番10号 | 同 6. 30     |

#### 山形県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ヘルパーステーション風ぐるま

長井市今泉2944番地2

## 2 届出の内容

| 指定介護機関の所在地   |              | 変更年月日      |
|--------------|--------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後        |            |
| 長井市今泉2945番地3 | 長井市今泉2944番地2 | 平成24. 4. 1 |

## 山形県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地         | 廃止年月日      |
|----------------|---------------|--------------------|------------|
| 山水園指定訪問入浴介護事業所 | 訪問入浴介護        | 東田川郡庄内町狩川字笠山433番地3 | 平成25. 8. 1 |

## 山形県告示第704号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次の通り解除する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定を解除する区域

西置賜郡飯豊町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

## 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

## 4 講じられた措置

土壌汚染の除去

## 山形県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営坂野辺地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営坂野辺地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

酒田市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成26年8月4日から同年9月1日まで

## 4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

---

**山形県告示第706号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 調査を行った者の名称

東根市

## 2 調査を行った期間

平成24年4月1日から平成26年2月6日まで

## 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

東根市地籍図及び地籍簿

## 4 調査地域

大字長瀬の一部

## 5 認証年月日

平成26年7月23日

---

**山形県告示第707号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 調査を行った者の名称

西村山郡大江町

## 2 調査を行った期間

平成24年4月16日から平成26年3月24日まで

## 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

西村山郡大江町地籍図及び地籍簿

## 4 調査地域

大字柳川の一部

## 5 認証年月日

平成26年7月23日

---

**山形県告示第708号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年8月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 田代白岩線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長    |
|---------------------------------------|------|----------------------|--------|
| 寒河江市大字田代字日渡9番1から<br>同 大字留場字峯ケ脇403番3まで | 旧    | 24.4メートル<br>）<br>7.5 | 43メートル |
| 同 上                                   | 新    | 25.5メートル<br>）<br>7.5 | 同 上    |

**山形県告示第709号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年8月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長     |
|-------------------------------------|------|----------------------|---------|
| 寒河江市大字留場字峯ケ脇389番2から<br>同 字野沢616番2まで | 旧    | 11.0メートル<br>）<br>5.4 | 492メートル |
| 同 上                                 | 新    | 41.9メートル<br>）<br>6.7 | 同 上     |

**山形県告示第710号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年8月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長    |
|------------------------------|------|----------------------|--------|
| 寒河江市大字白岩字新町53番2から<br>同 61番まで | 旧    | 10.7メートル<br>）<br>8.0 | 49メートル |
| 同 上                          | 新    | 10.7メートル<br>）<br>8.0 | 同 上    |

**山形県告示第711号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年8月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 田代白岩線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字田代字日渡9番1から

- 同 大字留場字峯ケ脇403番3まで  
3 供用開始の期日 平成26年8月1日

**山形県告示第712号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年8月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田代白岩線  
2 供用開始の区間 寒河江市大字白岩字新町53番2から  
同 61番まで  
3 供用開始の期日 平成26年8月1日

**山形県告示第713号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年6月24日 指令最総建第9号  
2 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡最上町大字向町字熊ノ前2924番、2926番  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
最上郡舟形町舟形273番1  
新庄もがみ農業協同組合

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月8日  
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名 称  
特定非営利活動法人あじさい  
(2) 代表者の氏名  
伊藤 昌子  
(3) 主たる事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1  
(4) 定款に記載された目的  
本法人は、高齢社会にあって安心して老後を過ごせるよう福祉制度及び地域社会実現のため、地域住民が必要とする福祉について調査、研究、提言するとともに、高齢者及び障害者等、地域住民の生活の自立を支援するサービスを提供することを通じて、よりよい社会を目指すことを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム基盤維持管理及び運用管理等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年6月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 78,019,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県団体内統合宛名システム構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
  - (2) 日時 平成26年9月11日（木）午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県団体内統合宛名システム構築業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び委託仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年3月31日まで
  - (4) 履行場所 委託仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を、平成26年9月3日（水）午前11時までに提出すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
    - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
    - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
    - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
    - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
      - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準（JIS Q 27001）に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明できること。

(6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、情報システムを開発し、及び稼働させた実績がある者（共同企業体の構成員として当該システムを開発し、及び稼働させた実績がある者を含む。）であることを証明できること。

(7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。

(9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。

(10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(11) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び委託仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課社会保障・税番号システム担当  
電話番号023(630)3394

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

(1) 落札者の決定の方法

イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。

ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、県は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は県の行う調査に協力すべきこととする。

ニ 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

(2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を700点、価格点を300点とする。

(3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。なお、この場合において、生じた1点未満の端数は切り捨てるものとする。

価格点=300点×(1-入札価格×1.08/予定価格)

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)（3の(5)に係る部分に限る。）、(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）を、平成26年8月13日（水）午後3時までに山形県企画振興部情報企画課社会保障・税番号システム担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Structuring of the Integrated Addressing System within the Yamagata Prefectural Government Organization, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. September 11, 2014
- (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3394

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成26年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年10月10日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

## 2 受験手續

受験願書を平成26年9月1日（月）から同月12日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成26年9月12日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。

## 3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉦政・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成26年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスパル山形

山形市香澄町一丁目1番1号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

代表取締役社長 富田哲郎

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称                  | 住 所                  | 代表者の氏名    |
|----------------------|----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 若 菜          | 埼玉県川越市下赤坂1795番地の1    | 中 村 真 紀   |
| 株式会社グリーンハウス<br>フーズ   | 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号     | 田 沼 千 秋   |
| 株式会社マツモトキヨシ東<br>日本販売 | 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目6番4号  | 岡 野 恵 一   |
| 吉 田 畜 産 株 式 会 社      | 山形市城南町三丁目7番40号       | 吉 田 昌 弘   |
| 株 式 会 社 ヤ マ グ チ      | 東京都台東区元浅草一丁目6番12号    | 山 口 典 子   |
| 株 式 会 社 杵 屋 本 店      | 上山市弁天二丁目3番12号        | 菅 野 高 志   |
| 株式会社佐藤松兵衛商店          | 山形市十日町三丁目10番36号      | 佐 藤 松 兵 衛 |
| 株 式 会 社 ロ ン ド 商 事    | 山形市白山三丁目10番3号        | 船 山 道 栄   |
| 株 式 会 社 シ ベ ー ル      | 山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号      | 佐 島 清 人   |
| 株 式 会 社 十 一 屋        | 山形市七日町一丁目4番32号       | 松 倉 公 一   |
| 株 式 会 社 三 奥 屋        | 東置賜郡高畠町糠野目1664番地     | 近 清 剛     |
| 株 式 会 社 清 川 屋        | 鶴岡市宝田一丁目4番25号        | 伊 藤 秀 樹   |
| 東北ぼんち製菓株式会社          | 寒河江市越井坂町100番地        | 遠 藤 純 民   |
| 有 限 会 社 山 形 名 店      | 山形市鈴川町三丁目15番5号       | 半 澤 二 雄   |
| 株 式 会 社 尚 美 堂        | 山形市緑町二丁目11番18号       | 逸 見 啓     |
| 株式会社丹野こんにゃく          | 上山市檜下1233番地の2        | 丹 野 益 夫   |
| 株式会社丸八やたら漬           | 山形市旅籠町二丁目1番5号        | 新 関 芳 則   |
| 株 式 会 社 鐘 崎          | 宮城県仙台市若林区鶴代町6番65号    | 吉 田 久 剛   |
| 株式会社阿部蒲鉾店            | 宮城県仙台市青葉区中央二丁目3番18号  | 阿 部 賀 寿 男 |
| 株式会社菓匠三全             | 宮城県仙台市青葉区大町二丁目14番18号 | 田 中 裕 人   |
| 株式会社JR東日本リテ<br>ールネット | 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号     | 大 和 田 徹   |
| 株式会社アントステラ           | 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号      | 石 綿 保 幸   |
| 株 式 会 社 末 廣          | 長井市本町一丁目4番25号        | 高 橋 英 敏   |

|                    |                        |           |
|--------------------|------------------------|-----------|
| 株式会社三鈴             | 東京都渋谷区代々木一丁目11番2号      | 岡 藤 一 朗   |
| 株式会社ファンケル          | 神奈川県横浜市中区山下町89番地の1     | 成 松 義 文   |
| 株式会社ワールド           | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号   | 寺 井 秀 藏   |
| 株式会社クリード           | 東京都世田谷区大原一丁目51番4号      | 中 利 行     |
| 株式会社やまと            | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号     | 田 村 裕 二   |
| 株式会社エル             | 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目14番5号   | 坂 本 真 也   |
| 株式会社ブルーム21         | 東京都港区南青山三丁目1番30号       | 泉 田 康 平   |
| 株式会社ヒロセ            | 宮城県仙台市若林区御町一丁目3番7号     | 菅 井 長 彦   |
| 株式会社パディ            | 東京都目黒区上目黒四丁目7番2号       | 石 井 茂     |
| 有限会社ミラノ            | 山形市東山形一丁目14番34号        | 森 本 美 知 子 |
| 株式会社エムズ            | 福島県喜多方市字押切南二丁目11番地     | 齋 藤 満     |
| 株式会社リオグループホールディングス | 愛知県名古屋市中区平和一丁目15番27号   | 横 山 卓 幸   |
| 有限会社ワーカホリック        | 東京都中野区中野五丁目60番2号       | 遠 山 直 樹   |
| 株式会社チュチュアンナ        | 大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号 | 上 田 利 昭   |
| 株式会社ハニーズ           | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江 尻 義 久   |
| 有限会社W A R M T H    | 宮城県仙台市太白区鹿野三丁目4番6号     | 佐 藤 敬 一   |
| 株式会社新星堂            | 東京都杉並区上荻一丁目23番17号      | 砂 田 浩 孝   |
| 株式会社メガネの相沢         | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目8番31号    | 相 沢 博 彦   |
| 株式会社カルチェ・イケダ       | 東京都八王子市八日町1番11号        | 熊 沢 真     |
| 株式会社スモール・プラネット     | 東京都八王子市子安町二丁目2番13号     | 吉 野 廣 樹   |
| 株式会社日比谷花壇          | 東京都港区南麻布一丁目6番30号       | 宮 島 浩 彰   |
| 株式会社ジュン            | 東京都港区南青山二丁目2番3号        | 佐々木 進     |
| 株式会社コムズフロー         | 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番1号    | 奥 田 進 一   |
| 株式会社長寿乃里           | 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号 | 富 田 健 介   |

|                         |                    |      |
|-------------------------|--------------------|------|
| 株式会社キャン                 | 東京都杉並区高円寺北二丁目6番1号  | 小川智士 |
| トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 | 東京都中央区築地五丁目6番4号    | 土居健人 |
| 有限会社ムラ・クリエイティブハウス       | 東京都渋谷区神宮前一丁目9番6号   | 田村司  |
| 株式会社ジェイアイエヌ             | 群馬県前橋市川原町二丁目26番4号  | 田中仁  |
| 仙台ターミナルビル株式会社           | 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号 | 新妻博敏 |

(変更後)

| 名 称              | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|------------------|---------------------|--------|
| 株式会社若菜           | 埼玉県川越市下赤坂1795番地の1   | 中村真紀   |
| 株式会社グリーンハウスフーズ   | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号   | 田沼千秋   |
| 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 | 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 | 岡野恵一   |
| 吉田畜産株式会社         | 山形市城南町三丁目7番40号      | 吉田昌弘   |
| 株式会社ヤマグチ         | 東京都台東区元浅草一丁目6番12号   | 山口典子   |
| 株式会社杵屋本店         | 上山市弁天二丁目3番12号       | 菅野高志   |
| 株式会社佐藤松兵衛商店      | 山形市十日町三丁目10番36号     | 佐藤松兵衛  |
| 株式会社ロンド商事        | 山形市白山三丁目10番3号       | 船山道栄   |
| 株式会社シベール         | 山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号     | 佐島清人   |
| 株式会社十一屋          | 山形市七日町一丁目4番32号      | 松倉公一   |
| 株式会社三奥屋          | 東置賜郡高畠町糠野目1664番地    | 近清剛    |
| 株式会社清川屋          | 鶴岡市宝田一丁目4番25号       | 伊藤秀樹   |
| 東北ぼんち製菓株式会社      | 寒河江市越井坂町100番地       | 遠藤純民   |
| 有限会社山形名店         | 山形市鈴川町三丁目15番5号      | 半澤二雄   |
| 株式会社尚美堂          | 山形市緑町二丁目11番18号      | 逸見啓    |
| 株式会社丹野こんにゃく      | 上山市檜下1233番地の2       | 丹野益夫   |
| 株式会社丸八やたら漬       | 山形市旅籠町二丁目1番5号       | 新関芳則   |

|                    |                        |       |
|--------------------|------------------------|-------|
| 株式会社鐘崎             | 宮城県仙台市若林区鶴代町6番65号      | 吉田久剛  |
| 株式会社阿部蒲鉾店          | 宮城県仙台市青葉区中央二丁目3番18号    | 阿部賀寿男 |
| 株式会社菓匠三全           | 宮城県仙台市青葉区大町二丁目14番18号   | 田中裕人  |
| 株式会社JR東日本リテールネット   | 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号       | 大和田徹  |
| 株式会社アントステラ         | 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号        | 石綿保幸  |
| 株式会社末廣             | 長井市本町一丁目4番25号          | 高橋英敏  |
| 株式会社三鈴             | 東京都渋谷区代々木一丁目11番2号      | 岡藤一朗  |
| 株式会社ファンケル          | 神奈川県横浜市中区山下町89番地の1     | 宮島和美  |
| 株式会社ワールド           | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1    | 寺井秀藏  |
| 株式会社クリード           | 東京都世田谷区大原一丁目51番4号      | 中利行   |
| 株式会社やまと            | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号     | 田村裕二  |
| 株式会社エル             | 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目14番5号   | 坂本真也  |
| 株式会社BLOOM          | 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号       | 佐野司郎  |
| 株式会社ヒロセ            | 宮城県仙台市若林区御町一丁目3番7号     | 菅井長彦  |
| 株式会社パディ            | 東京都目黒区上目黒四丁目7番2号       | 石井茂   |
| 有限会社ミラノ            | 山形市東山形一丁目14番34号        | 森本美知子 |
| 株式会社エムズ            | 福島県喜多方市字押切南二丁目11番地     | 齋藤満   |
| 株式会社リオグループホールディングス | 愛知県名古屋市中区平和一丁目15番27号   | 横山和幸  |
| 有限会社ワーカホリック        | 東京都中野区新井二丁目1番1号        | 遠山直樹  |
| 株式会社チュチュアンナ        | 大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号 | 上田利昭  |
| 株式会社ハニーズ           | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻義久  |
| 有限会社WARMTH         | 宮城県仙台市太白区鹿野三丁目4番6号     | 佐藤敬一  |
| 株式会社新星堂            | 茨城県つくば市西大橋599番地1       | 阿曾雅道  |
| 株式会社メガネの相沢         | 宮城県仙台市青葉区中央三丁目8番31号    | 相沢博彦  |

|                         |                        |         |
|-------------------------|------------------------|---------|
| 株式会社くまざわ書店              | 東京都八王子市八日町1番11号        | 熊 沢 真   |
| 株式会社スモール・プラネット          | 東京都八王子市子安町二丁目2番13号     | 吉 野 廣 樹 |
| 株式会社日比谷花壇               | 東京都港区南麻布一丁目6番30号       | 宮 島 浩 彰 |
| 株式会社ジュン                 | 東京都港区南青山二丁目2番3号        | 佐々木 進   |
| 株式会社コムズフロウ              | 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番1号    | 奥 田 進 一 |
| 株式会社長寿乃里                | 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号 | 富 田 健 介 |
| 株式会社キャン                 | 東京都杉並区高円寺北二丁目6番1号      | 藤 井 浩   |
| トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 | 東京都中央区築地五丁目6番4号        | 土 居 健 人 |
| 有限会社ムラ・クリエイティブハウス       | 東京都渋谷区神宮前一丁目9番6号       | 田 村 司   |
| 株式会社ジェイアイエヌ             | 群馬県前橋市川原町二丁目26番地4      | 田 中 仁   |
| 仙台ターミナルビル株式会社           | 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号     | 新 妻 博 敏 |
| 株式会社トリニティアーツ            | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号      | 木 村 治   |
| 株式会社コナカ                 | 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2    | 湖 中 謙 介 |

## 4 変更年月日

- (1) 株式会社グリーンハウスフーズに係る事項 平成26年2月24日
- (2) 株式会社マツモトキョシ東日本販売に係る事項 平成26年4月1日
- (3) 株式会社ファンケルに係る事項 平成25年4月1日
- (4) 株式会社BLOOMに係る事項
  - イ 名称に係るもの 平成26年3月1日
  - ロ 住所に係るもの 平成25年4月8日
  - ハ 代表者の氏名に係るもの 平成25年11月13日
- (5) 有限会社ワーカホリックに係る事項 平成24年7月1日
- (6) 株式会社新星堂に係る事項
  - イ 代表者の氏名に係るもの 平成25年5月22日
  - ロ 住所に係るもの 平成25年7月29日
- (7) 株式会社くまざわ書店に係る事項 平成25年7月5日
- (8) 株式会社キャンに係る事項 平成25年1月9日
- (9) 株式会社トリニティアーツに係る事項 平成25年9月6日
- (10) 株式会社コナカに係る事項 平成26年2月21日

## 5 届出年月日

平成26年6月30日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年12月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成26年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ上山店

上山市矢来三丁目10番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社ヤマザワカスタマーサービス   | 山形市あこや町三丁目9番5号 | 山 澤 進   |
| 有 限 会 社 い な げ 花 店   | 上山市矢来一丁目3番18号  | 稲 毛 眞 人 |
| 株 式 会 社 十 一 屋       | 山形市七日町一丁目4番32号 | 松 倉 公 一 |

(変更後)

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 廣   |
| 株式会社ヤマザワカスタマーサービス   | 山形市あこや町三丁目9番5号 | 山 澤 進   |
| 有 限 会 社 い な げ 花 店   | 上山市矢来一丁目3番18号  | 稲 毛 眞 人 |
| 株 式 会 社 十 一 屋       | 山形市七日町一丁目4番32号 | 松 倉 公 一 |

4 変更年月日

平成25年12月5日

5 届出年月日

平成26年7月1日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年12月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成26年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ上山店  
上山市矢来三丁目10番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）8か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日  
平成26年7月2日
- 5 届出年月日  
平成26年7月1日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年12月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見